

東京都島しょ地域中小企業等振興補助金交付要綱

平成23年3月 2日 制定
〔平成24年2月17日一部改正〕

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都島しょ振興公社（以下「公社」という。）が定める「公益財団法人東京都島しょ振興公社補助金等交付規則」（平成元年11月16日規則第2号）に基づき、東京都島しょ地域の各町村長が認める中小企業等が実施する事業に対し、公社が予算の範囲内において事業費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、次のいずれかに該当する法人又は個人とする。

- (1) 東京都島しょ地域内に主たる事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号第2条）に規定する中小企業で大企業が実質的に経営に参加していない者
 - (2) 東京都島しょ地域内に主たる事業所を有する中小企業地域資源活用促進法（平成19年法律第39号）第2条に規定する組合等
 - (3) 東京都島しょ地域内の個人事業者
 - (4) 東京都島しょ地域内に主たる事業所を有する財団法人、社団法人、特定非営利活動法人
 - (5) 東京都島しょ地域内において創業を予定している者
 - (6) 複数の企業等で構成される中小企業グループで上記第1号から第5号のいずれかに該当する者が2分の1以上を占める者
 - (7) その他、東京都島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等
- 2 第1項第1号から第4号及び第7号に該当する事業者について、法人の場合は、東京都島しょ地域に登記、個人事業者の場合は、都内税務署へ東京都島しょ地域内で開業届出をしているものとする。
- 3 第1項第5号に該当する事業者は、事業完了までに、法人の場合は東京都島しょ地域に登記、個人事業者の場合は都内税務署へ東京都島しょ地域内で開業届出をしなければならない。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、第2条第1項に規定する事業者（以下「団体等」という。）が新たに実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 地域資源を活用した特産品に関する事業
 - (2) 地域資源を活用した観光の振興に関する事業
 - (3) 第1号又は第2号に関連した事業展開に関する事業
- 2 補助対象事業については、前項に定めるもののほか、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「中小企業振興公社」という。）が実施する「東京都地域中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業」（以下「ファンド助成事業」という。）の採択を要件とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費については、ファンド助成事業の助成対象経費と同様とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は補助対象経費の10分の9からファンド助成事業の助成金額を除いた額とし、1,000万円を限度とする。

(事業の期間)

第6条 事業期間は交付決定日から2年以内とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等の代表者(以下「申請者」という。)は、東京都島しょ地域中小企業等振興補助金交付申請書(様式第1号)に、ファンド助成事業の申請書類一式の写し(中小企業振興公社の申請受付印が押されたもの)及び町村長の東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業副申書(様式第1-2号)を添え、町村を経由して理事長に提出しなければならない。

2 申請者は、ファンド助成事業の採択の可否について中小企業振興公社より通知を受けたときは、速やかにその写しを町村を経由して理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 理事長は、第7条第1項の規定による東京都島しょ地域中小企業等振興補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに、中小企業振興公社のファンド助成事業の採択の結果を踏まえ、補助金交付の可否を決定する。

2 理事長は、第1項の規定による決定をしたときは、速やかに申請者に対し東京都島しょ地域中小企業等振興補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金変更交付申請)

第9条 第8条第2項の規定による交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、別に定める事業内容の変更があった場合は、東京都島しょ地域中小企業等振興補助金変更交付申請書(様式第3号)及び事業内容の変更に関する書類一式を町村を経由して理事長に提出しなければならない。

(補助金変更交付決定通知)

第10条 理事長は、第9条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定する。

2 理事長は、第1項の規定による決定をしたときは、速やかに補助事業者に対し、東京都島しょ地域中小企業等振興補助金変更交付・不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第2項の規定により、変更交付を受けた補助事業者は、変更交付決定時において、第13条第4項の規定による概算払により既に交付を受けた補助金に不用額が生じた場合は、別に定める日までに理事長に返還しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の終了後速やかに東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業実績報告書(様式第5号)、ファンド助成事業の実績報告書一式の写し及び助成金交付を示す書類の写しを町村を経由して理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 理事長は、第11条の規定による東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業実績報告書の提出があった場合は、速やかに審査し、適切と認めたときは、補助金の額を確定し当該補助事業者に対し東京都島しょ地域中小企業等振興補助金確定通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(補助金の請求・支払い)

第13条 補助事業者は、第12条の規定による東京都島しょ地域中小企業等振興補助金確定通知書を受領したときは、東京都島しょ地域中小企業等振興補助金請求書(様式第7号)を速やかに

町村を経由して理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、第1項の規定による東京都島しょ地域中小企業等振興補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支出するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業期間内に東京都島しょ地域中小企業等振興補助金概算払請求書（様式第7-2号）により補助金概算払の請求を町村を経由して行うことができる。
- 4 理事長は、第3項の規定による東京都島しょ地域中小企業等振興補助金概算払請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適切と認めた場合は、概算払を行うものとする。
- 5 補助事業者は、第12条の規定による補助金の額の確定に伴い、既に交付を受けた補助金に不用額が生じた場合は、別に定める日までに理事長に返還しなければならない。

（事業状況報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後翌年度の12月末までに補助事業に係る過去1年間の事業状況等について、東京都島しょ地域中小企業等振興補助事業状況報告書（様式第8号）及びファンド助成事業の助成事業企業化状況報告書の写しを町村を経由して理事長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

- 第15条 理事長は、次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1）偽りその他不正な手段により不当に補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - （2）補助金を交付決定された事業以外に使用したとき。
 - （3）ファンド助成事業の助成金交付決定の全部又は一部を取消されたとき。
 - （4）その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 第1項の規定は、第12条の規定により補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 理事長は、第15条の規定より、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

- 第17条 第15条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満切捨て。）を納付しなければならない。
- 2 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満切捨て。）を納付しなければならない。

（違約加算金の計算）

第18条 第17条第1項の規定により、加算金の納付を命ぜられ場合において、納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額はまず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19条 第17条第2項の規定により、延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付日の翌日以降の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第20条 補助金の交付を受けて行った事業により、取得し又は効用を増加した不動産及びその従物について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡、貸付又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、補助金額及び当該財産の耐用年数等を勘案して、別に定める期間を経過した場合はこの限りではない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた年から起算して5年間は補助金交付にかかる関係書類を保存しておかなければならない。

第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。